

○国土交通省告示第三百八十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して認定長期優良住宅の構造の区分に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定長期優良住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該認定長期優良住宅の構造の区分に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる構造（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第二号様式又は第四号様式に記載されている構造をいう。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該認定長期優良住宅の床面積（当該認定長期優良住宅が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。）を乗じて得た金額（租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項又は第二項の居住者が新築をし、又は取得をした認定

長期優良住宅のうちはその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定長期優良住宅の床面積のうち当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額とする。

木造	床面積一平方メートルにつき三万三千円
鉄骨鉄筋コンクリート造	床面積一平方メートルにつき三万六千三百円
鉄筋コンクリート造	床面積一平方メートルにつき三万六千三百円
鉄骨造	床面積一平方メートルにつき三万三千円
木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造以外の構造	床面積一平方メートルにつき三万三千円

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。